

第5編

旧復急応

第 1 章 ライフライン施設の応急復旧

本編第 5 編第 1 章「ライフライン施設の応急復旧」を準用する。

第 2 章 公共土木施設、公共施設等の応急復旧

本編第 5 編第 2 章「公共土木施設、公共施設等の応急復旧」を準用する。

第3章 応急住宅対策

災害のため、住宅が滅失した世帯又は破損した世帯に対して応急仮設住宅の提供又は住宅の応急修理を行うことは、被災者の生活確保の観点から極めて重要である。

このため、応急仮設住宅の供与、被災住宅の応急修理、建設資材、公営住宅の修理等を行う。

※担当【全】建築課、建築指導課

（ただし、本編準用箇所は本編のとおり）

第1節 応急仮設住宅の供与

本編第5編第3章第1節「応急仮設住宅の供与」を準用する。

第2節 被災住宅の応急修理

本編第5編第3章第2節「被災住宅の応急修理」を準用する。

第3節 建設資材等の調達

本編第5編第3章第3節「建設資材等の調達」を準用する。

第4節 公営住宅の応急修理

本編第5編第3章第4節「公営住宅の応急修理」を準用する。

第5節 被災建築物及び被災宅地の地震後の対策

地震発生後、公共建築物及び一般住宅等の危険度の把握は、避難施設の確保、各種応急対策活動の拠点確保を図るうえで、また、被災者を建築物倒壊等の二次災害から守るうえで重要なことから、残存する被災建築物及び被災宅地について、速やかに被害状況及び余震への耐震力の把握等を行い、被災者の「住」に対する不安を解消する。

第1項 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定体制の確立

地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、使用部材の落下等から二次災害を防止するため、また、被害を受けた宅地等の余震等による二次災害を防止するため、市は被災建築物及び被災宅地の安全性を早急に確認することが必要となる。このため、県は、市が実施する危険度の判定を支援するための応急危険度判定体制を確立する。

第2項 応急危険度判定（被災建築物、被災宅地）の実施

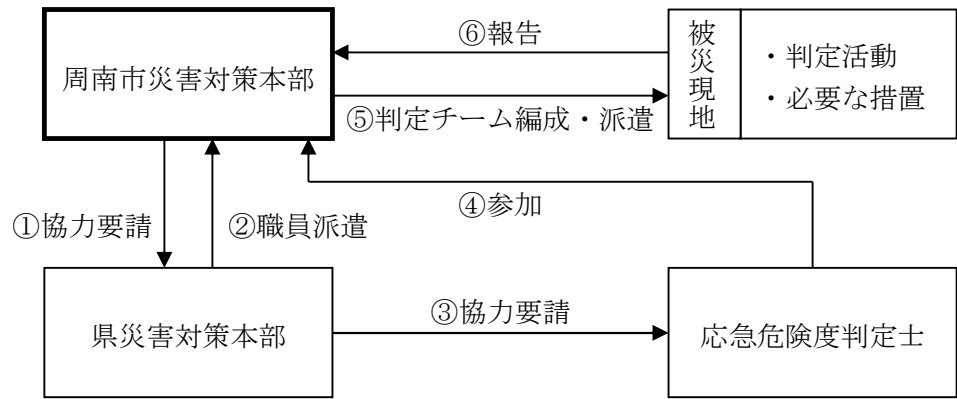
地震により被害を受けた建築物の余震等による倒壊、宅地の崩壊等から二次災害を防止するため、市は被災建物及び被災宅地の安全性を早急に確認する必要がある。

県は、これを支援するための応急危険度判定体制を確立する。

1 応急危険度判定活動体系

(1) 市は、判定実施マニュアルに基づき、応急危険度判定を実施し、必要に応じて、県を通じて判定士の参加を要請する。

(2) 市は、県に職員の派遣を要請するとともに、ボランティア（判定士）に参加協力を求める。



※参考資料 … 山口県応急危険度判定協議会規約〔資料編 4-14〕
山口県被災宅地危険度判定実施要綱〔資料編 4-15〕
山口県地震被災建築物応急危険度判定制度要綱〔資料編 4-16〕

第4章 応急教育活動

大規模地震等発生時には、幼児、児童生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全が脅かされる事態が生じるおそれがある。

幼稚園、小中学校（以下「学校等」という。）は、多数の児童生徒等を預かっており、災害時には児童生徒等の生命の安全の確保を図ることが最も重要な責務であると同時に、教育機関として教育活動の確保も重要である。

また、学校等及び社会教育施設は、災害時には市民の避難場所や地域復旧活動の拠点となることから、耐震化等については特に推進していく必要がある。

※担当【全】子育て給付課、子ども保育課、教育政策課、生涯学習課、学校教育課
（ただし、本編準用箇所は本編のとおり）

第1節 文教対策

本編第5編第4章第1節「文教対策」を準用する。

第2節 学校施設等の防災対策

学校、社会教育施設等は、児童生徒等が一日の大半を過ごす場であり、市教育委員会及び県（教育庁各課・学事文書課）は、児童生徒等の生命身体の安全確保及び教育の確保に必要な施設設備の整備に努めてきたが、さらに、大規模地震等の災害による被害防止の観点から、学校施設の整備、耐震化の促進を計画的に進める。

第1項 既存建物の安全対策

1 学校

昭和56年の建築基準法改正以前の既存建物について、周南市耐震改修促進計画に基づき、平成27年度まで耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強等を実施する。

2 社会教育施設等

社会教育施設等は、防災拠点としての機能を果たすことから、施設の耐震性の確保や防災機能の強化を図るため、計画的に耐震診断を行い、補強・改築等を実施する。

第3節 災害応急活動

本編第5編第4章第2節「災害応急活動」を準用する。

第5章 災害警備活動

本編第5編第5章「災害警備活動」を準用する。